るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三　令第十八条の二第十項第三号に規定する事項　携帯品番号その他参考となるべき事項

四　令第十八条の二第十項第四号に規定する事項　搭乗手続番号その他参考となるべき事項

（不開港に出入しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

**第二条の十七**　法第二十条の二第五項（特殊船舶等の不開港への出入）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2　法第二十条の二第六項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第四項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

（届出場所の基準）

**第四条の二**　［略］

一　法第五十条第一項の承認を受けた者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機及び税関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続しており、届出場所（同項に規定する届出に係る場所をいう。以下この条及び第四条の四第二号において同じ。）における外国貨物の蔵置等（同項に規定する外国貨物の蔵置等をいう。以下同じ。）に関する業務を電子情報処理組織を使用して行うことができること。

るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三　令第十八条の二第八項第三号に規定する事項　携帯品番号（予約者が搭乗する特殊航空機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項

四　令第十八条の二第八項第四号に規定する事項　搭乗手続番号その他参考となるべき事項

（不開港に入港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

**第二条の十四**　法第二十条の二第四項（特殊船舶等の不開港への出入）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2　法第二十条の二第五項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第四項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

（届出場所の基準）

**第四条の二**　［同上］

一　法第五十条第一項の承認を受けた者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機及び税関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続しており、届出場所（同項に規定する届出に係る場所をいう。以下この条及び第四条の四第二号において同じ。）における外国貨物の蔵置等（同項に規定する外国貨物の蔵置等をいう。以下同じ。）に関する業務を電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。第七条の二において同じ。）を使用して行うことができること。

［二・三　略］

**別表第二**（第二条の二、第二条の六及び第二条の十六関係）　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［二・三　同上］

**別表第二**（第二条の二、第二条の六及び第二条の十三関係）　［同上］

（関税定率法施行規則の一部改正）

**第二条**　関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

**別表**（第二条関係）

| 改正後 | |
|---|---|
| 配合飼料 | 配合割合 |
| ［略］ | |
| 二　糖みつの含有量が全重量の二〇％以上のもの（第一号に該当するものを除く。） | こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第六条に規定する原料品（砂糖及び糖みつを除く。）若しくはこれらと同種の他の原料品又はオート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末若しくは麦ぬかの含有量の合計が全重量の五％以上であること。 |
| ［略］ | |

| 改正前 | |
|---|---|
| 配合飼料 | 配合割合 |
| ［同上］ | |
| 二　糖みつの含有量が全重量の二〇％以上のもの（第一号に該当するものを除く。） | こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第六条に規定する原料品（砂糖及び糖みつを除く。）、オート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末又は麦ぬかの含有量の合計が全重量の五％以上であること。 |
| ［同上］ | |